

○自動車運送事業の免許等申請事案に対する意見提出の事務処理について
(昭和 42 年 12 月 20 日岡交総第 656 号警察本部長例規)

改正 平成 31 年 4 月 9 日岡務第 329 号

みだしのことがらについては、昭和 40 年 5 月 6 日付け岡交一第 209 号「路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する運輸省との覚書の改正について」により指示し事務処理を行っているところであるが、今回新たに事務処理についての準拠ともいべきものを作成したので、次によって事務処理を行い遺憾のないようにされたい。

記

1 意見提出の根拠

「路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する覚書」による。

2 意見提出の範囲

- (1) 当該道路において特に考慮を要する交通量及び交通事故の発生状況
- (2) 当該道路における交通上危険な箇所の有無
- (3) 当該道路において特に考慮を要する交通規制の状況
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業にあっては、自動車車庫(新設する場合に限る。)、停留所及び待避所の適否、並びに引返し場所及び方法の適否
- (5) 一般路線貨物自動車運送事業にあっては、自動車車庫(新設する場合に限る。)、営業所、荷扱所及び待避所の適否
- (6) 前各号に掲げる事項からみた総合的意見
- (7) 交通の安全と円滑を図るために公安委員会等において行うべき必要な措置があるときは、当該措置及びこれに要する予定期間についての意見の提出をすることとなるが、調査結果の報告は別添 1(調査結果報告書という。以下同じ。)によって行うこと。

3 調査及び報告

- (1) 調査担当者には、原則として交通課(係)幹部をあてること。
- (2) 調査にあたっては、事業計画の内容を道路、交通の状況にあてはめ、事業開始に伴う状況の変化を合理的に推測して判断すること。
 - ア 使用自動車と幅員、重量と道路あるいは橋梁との関係
 - イ 運行回数、起終点、停留所の発着の頻度と影響
 - ウ 自動車車庫出入りに伴う右左折の影響
- (3) バス停留所の適否については、別添 2「バス停留所設置に対する調査判断の基準」によって判断すること。
- (4) 車両制限令に該当の有無の調査について幅員は路肩から路肩までを計測すること。

- (5) 意見書の提出は、意見を求める旨の文書を受領した日から 20 日以内(20 日以内に意見がないときは意見がないものとみなされている。)とされているので、警察署においては、調査の指示を受けた日から 10 日以内に警察本部に到達するよう前記調査結果報告書を送付すること。
- (6) この調査は、陸運行政の処分についての判断資料であるから認可の見通し等についての意見を述べないこと。

別添 1

[別紙参照]

別添 2

バス停留所設置に対する調査判断の基準

[別紙参照]